



報道機関 各位

記者発表資料

令和元年9月25日（水）

問い合わせ先：総務課

課長：穂刈

担当：加藤、中元

電話：829-1083

内線：2314

包括外部監査の結果に基づく措置を公表します

平成29年度及び平成30年度の包括外部監査の結果に基づいて講じた措置について、以下のとおり監査委員に通知しましたので、お知らせします。

本件は、毎年2回程度各執行機関から監査委員に通知し、公表しているものです。

1 措置を講じた対象監査及び監査テーマ

(1) 平成29年度包括外部監査

「教育に関する財務事務の執行について」

(2) 平成30年度包括外部監査

「道路事業に関する財務事務の執行について」

2 講じた措置の内容

別添「包括外部監査の結果に基づく措置の状況」のとおり

3 監査委員への通知日

(1) 令和元年9月19日（教育委員会）

(2) 令和元年9月20日（市長）

4 さいたま市ホームページ掲載箇所

トップページ>市政情報>政策・財政>監査>外部監査人による監査>包括外部監査の措置報告

<http://www.city.saitama.jp/006/007/010/002/003/index.html>

5 参考

(1) 包括外部監査制度について

地方分権の推進に伴い、地方公共団体の自己決定と自己責任の強化を図ることを目的に、平成9年の地方自治法改正により創設。地方自治法第2条第14項（住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件をテーマとして包括外部監査人が監査を行い、その結果の報告を受けるもの。監査の結果に

基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとなっている。

(2) 本件における用語の定義について

ア 指摘事項

包括外部監査の結果をいう。何らかの措置が必要であると認められる事項のこと。主に、合規制に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

イ 意見

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出された意見をいう。「包括外部監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するもの。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和元年9月 市長通知分）

報告書記載箇所	指摘・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応所管課	今回通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P92	指摘	道路維持課において実施されている単価契約について	<p>スマイルロード整備事業は総価契約で行われている場合もあるが、北部建設事務所では平成29年度に新規着手した案件が97件あり、そのうち20件が単価契約工事に対応した案件となっている。一方で、南部建設事務所ではすべて総価契約により事業を行っている。</p> <p>現状、北部建設事務所では、発注段階で工事を実施するために必要となる測量調査及び設計を行っていないため、不確定要素もあり工事の詳細な内容が決まっていないことを理由として、予め数量が確定できないとして単価契約を行っている。しかし、単価契約は1件当たり比較的少額かつ同様の工事が件数多く発生するが、精度のある件数予測が難しいものを、数量が確定できない工事として想定している契約方式と考えられる。そうした単価契約の性質を踏まえると、スマイルロード事業における各工事は個別に独立した性質のものであり、測量調査及び設計を行ったうえで発注を行うべきである。</p> <p>測量調査及び設計を行えば数量は確定するため、単価契約の趣旨にはなじまない。</p> <p>また、現状、単価契約の中には結果として1,000万円を超えている工事があり、実態として一般競争入札で行われるべきものが指名競争入札で行われてしまっている。契約手続の区分に金額基準を設けた趣旨を損なうことにつながりかねず、好ましいものではない。</p> <p>スマイルロード事業における各工事については測量調査及び設計を行ったうえで、総価契約方式により発注を行うべきである。</p> <p>ただ、現状の単価契約の運用は、個別の工事の契約手続を簡略化し、事務的には柔軟な対応を可能にする利点も認められる。もし、すべての工事を総価契約方式で契約手続を実施することに実務上の課題があるのであれば、契約手続の公平性と効率性を考慮のうえ、「契約事務の手引き」等において市としての方針を正式に決定し、当該方針を明記されたい。</p>	建設局 北部建設事務所 道路維持課	○	済 (令和元年9月)	「契約事務の手引き」に基づき、令和元年度の単価契約方式を活用する案件は、道路修繕など緊急性が高く、早期整備が必要である小規模な案件を対象とし、それ以外の案件は、総価契約により実施することとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和元年9月 市長通知分）

報告書記載箇所	指摘・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応所管課	今回通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P93	指摘	スマイルロード整備事業の一般競争入札及び指名競争入札に関する金額基準について	現在、市における、一般競争入札及び指名競争入札に関する金額基準については、規則や手引などで明確にされた基準ではなく、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会が策定している「平成30年度建設工事等の業者選定等方針」によって定められているものである。また、当該「平成30年度建設工事等の業者選定等方針」によって定められている金額基準である1,000万円の基準についても、あくまでも全国知事会公共調達プロジェクトチーム作成の「都道府県の公共調達改革に関する指針」が示した基準である。金額基準については「契約事務の手引き」などによる市としての正式な決定事項とし、明確に定められたい。	財政局 契約管理部 契約課	○	済 (令和元年9月)	指摘事項に基づき、平成31年4月に「契約事務の手引き」において、建設工事等における一般競争入札及び指名競争入札に関する金額基準について明記した。
P94	意見	スマイルロード整備事業の単価契約における個別の工事について	スマイルロード整備事業の単価契約において、単価契約に含まれる個別の工事完了時に、事業者から完了の報告書（工事費内訳書・指示書・工事写真・数量計算書・数量調書）を受領し、北部建設事務所道路維持課の監督員が報告書及び現地で工事の完了を確認しているが、その際に現地確認を実施した記録は残されていない。 その後、単価契約の期間が終了し、実施された複数の工事がすべて完了した際に、北部建設事務所道路維持課は全体の契約に対する完了報告書を事業者から受領し、請負事業者から工事完成通知書を受領し、「さいたま市請負工事特命検査規則第3条1項」の規定により工事完成検査の請求を行い、指定検査員がすべての竣工書類及び検査員が抽出した複数の現場検査を実施している。 スマイルロード整備事業における単価契約については、個々の工事が別々の期間及び場所で行われる以上、個々の工事が完了した際に北部建設事務所道路維持課の監督員が現地で工事の完了を確認した記録を残すことが望まれる。	建設局 北部建設事務所 道路維持課	○	済 (令和元年9月)	令和元年度のスマイルロード整備事業のうち単価契約で実施した工事が完了した際には、新たに監督員が工事毎に完了確認した工事完了確認書を残すこととした。
P99	意見	パトロールの委託について	道路維持課の道路パトロールは、市職員が実施するものと委託により実施するものがあり、委託できるものは委託する市の方針に基づき、市職員減少分を委託で補っている。パトロール業務の主眼が情報収集にあることから、適切な情報収集が実施できるのであれば、パトロール業務の委託を進めることも可能である。今後も、委託の傾向は継続すると考えられることから、市職員が実施する場合と委託した場合の費用対効果を勘案し、委託可能な業務から随時委託していくことが期待される。	建設局 土木部 道路環境課	○	済 (令和元年9月)	経験のある市職員による道路パトロールは、緊急修繕等において迅速な判断・対応ができることや、適切な住民対応を行うために必要であり、継続して実施することとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和元年9月 市長通知分）

報告書記載箇所	指摘・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応所管課	今回通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P99	意見	工事委託業者との写真による現場状況の共有について	工事委託業者との道路修繕必要箇所の現場状況の共有は、メールに現場写真を添付し送信することで可能となるが、現状、工事業者との写真による情報共有は活用されていない。工事委託業者と現場状況を写真により共有することで、工事委託業者の初動が迅速化することが期待され、緊急時の対応にも効果的である。 公用携帯電話でもメールに写真が添付できることを周知するとともに、工事委託業者との現場状況の共有は現場写真を添付したメールで実施することも検討されたい。	建設局 北部建設事務所 道路維持課	○	済 (令和元年9月)	課内職員に対して携帯電話の写真機能や使い方等について周知するとともに、初動対応時の工事委託業者及び職員間の連絡手段のひとつとして、必要に応じて写真添付機能を活用していくこととした。
P99	意見	工事委託業者との写真による現場状況の共有について	工事委託業者との道路修繕必要箇所の現場状況の共有は、メールに現場写真を添付し送信することで可能となるが、現状、工事業者との写真による情報共有は活用されていない。工事委託業者と現場状況を写真により共有することで、工事委託業者の初動が迅速化することが期待され、緊急時の対応にも効果的である。 公用携帯電話でもメールに写真が添付できることを周知するとともに、工事委託業者との現場状況の共有は現場写真を添付したメールで実施することも検討されたい。	建設局 南部建設事務所 道路維持課	○	済 (令和元年9月)	課内職員に対して携帯電話の写真機能や使い方等について周知するとともに、初動対応時の工事委託業者及び職員間の連絡手段のひとつとして、必要に応じて写真添付機能を活用していくこととした。
P103	意見	道路情報システム更新時における刷新可能性調査の実施について	現行の道路情報システムは15年の間、同一の事業者委託しているが、端末プリンタ等の賃貸を除く道路情報システムの賃借と道路情報システムデータベース補正業務については、現行の事業者以外の事業者のサービス内容を比較検討することなく、随意契約により委託をしている。 15年の間に情報セキュリティ意識の高まりや、テクノロジーの進化に伴い高セキュリティで高機能な情報システムの開発、新たな事業者の参入等、情報システムをとりまく外部環境も大きく変化していることから、より良い情報システムを導入できるよう、定期的に複数の事業者から情報を入手し、比較検討することが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課	○	済 (令和元年9月)	道路情報システムの賃貸借契約が令和5年度で終了するため、令和3年度から次回の契約の前年である令和4年度までに年1回複数の事業者から情報を収集し検討することとした。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和元年9月 市長通知分）

報告書記載箇所	指摘・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応所管課	今回通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P103	指摘	道路情報システムのセキュリティ対策について	道路情報システムのログインIDとパスワードは課区ごとに付与されていた。また、始業時にある課区のログインIDでログインした後は、終業時まで常時ログイン状態となったままとなっており、端末が設置された区画にいる職員であれば誰でも利用可能な状態となっていた。 道路情報システムは端末が置かれている課の一部の職員が利用するものであることから、業務上必要な職員に制限するために職員ごとにログインIDを付与して、利用の都度、ログインとログアウトをすることで業務上必要のない職員の利用を制限する必要がある。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	道路情報システムがログイン中に一定時間利用されない状態となった際に画面がスクリーンセーバーになる設定を今年度実施する。 また、職員ごとのログインIDについても対象職員を確定し付与する。
P104	意見	窓口対応端末の覗き見防止策について	道路情報システムの端末は窓口を訪れた一般市民や事業者の問い合わせに対応するために窓口付近に設置されるが、端末画面に写った情報が窓口から容易に閲覧可能な状態のままとなっている。 道路情報システムは地図システムをベースとしており、画面に写し出される地図上には個人宅を示すような内容も含まれることから、覗き見防止フィルターを画面に装着する等、端末を操作する担当者以外からの画面の閲覧を防止する措置を講じることが望まれる。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	窓口付近に設置された道路情報システムの端末に覗き見防止フィルターの設置を今年度行う。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和元年9月 市長通知分）

報告書記載箇所	指摘・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応所管課	今回通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P107	意見	工事発注の早期化について	現状では、1月以降に開始されている道路関連事業の工事契約の多くは、2班体制、もしくは3班体制で工事を実施することにより、年度内に完了し検査が終了することを前提として契約を締結しているが、実際には、2～3班で同時並行的に工事を実施することは考えにくい。結果、年度内に工事が完了せず、繰り越す工事が多くなる。 現在のように全体予算の2割が繰越されている状況は地方自治法における「会計年度独立の原則」の趣旨からしても望ましくない。また、繰越案件の中には年度末付近に契約が締結されている案件も複数存在している状況である。工事は着手から完了までに数ヶ月かかるものも多いため、年度内執行の徹底を図るため、年間を通じた計画的な業務の発注を行うために、発注準備等を早期に実施することによって可能な限り工事発注の早期化に努めることが望ましい。発注の早期化を進めることにより、年度末での事業業務の集中を避け業務の平準化に努められたい。	建設局 土木部 道路環境課	○	済 (令和元年9月)	令和2年度予算要求においても、発注時期の前倒しが可能な工事等については債務負担行為の設定を行い、業務の平準化に努めると共に、年度を通して計画的な発注を行うことで、翌年度繰越額の縮減に努めていく。
P113	意見	随意契約の根拠について	随意契約は、競争入札を原則としている地方公共団体の契約の中にあつて、競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選択して契約を締結するものであり、安易に随意契約とすることは、厳に慎むよう注意すべきとされている。そのため随意契約の理由については、平成28年9月定例会に提出された「市民に理解できる随意契約の詳細な理由を書いてください」という請願を受け、随意契約の方式を採用した理由、具体的には合理性、必然性、採用するやむを得ない理由等が読み取れる記載をするよう、調達課から各課に指導し、随意契約の理由を公表している。記載に関しては、市民目線で理解しやすい理由に主眼を置いており、法定根拠の明記を必ずしも求めるものではないが、ホームページに掲載されている「業務委託随意契約結果発表」を閲覧したところ、法的根拠となる条文が明記されているものと明記されていないものが混在している。随意契約は、特別な契約であり、安易に随意契約とすることは厳に慎むべきであるため、市民がその理由について容易に把握できるように説明責任を果たすべきである。随意契約の根拠となる条文を明示するなど、記載事項及び記載方法につき検討されたい。	財政局 契約管理部 調達課	○	済 (令和元年9月)	平成31年1月から平成31年3月契約分より、「業務委託随意契約結果表」に根拠法令を明示するようになった。

◆平成30年度包括外部監査

特定の事件（監査テーマ）：道路事業に関する財務事務の執行について

（令和元年9月 市長通知分）

報告書記載箇所	指摘・意見の別	事項	報告書の記載事項（抜粋・一部要約）	対応所管課	今回通知分	措置状況 *()は措置通知年月	講じた措置の内容 *対応中の場合は対応状況
P115	意見	駅前交通島の芝について	浦和美園駅前広場交通島の芝生（約400㎡）は、埼玉スタジアム2002と同じ芝を植えることにより、サッカーの街としての顔としての役割を担っているが、芝を緑に保つために平成29年度で年間3,348千円の維持費がかかっている。市として、広場の芝を埼玉スタジアム2002と同じ芝を植栽するという意思決定はなく、都市再生機構から引き継いだ時から継続して事業を実施しているのみとなっている。当該契約について、他の業者では実施できないのか、また、芝は埼玉スタジアム2002と同じものでなければならないのかの議論をした形跡はない。少なくとも、都市再生機構から引き継いでから9年間で30,000千円程度の税金が維持費として支出されていることを鑑みても、改めて、芝の管理の在り方について検討し、市としての意思を明確にすべきである。	建設局 南部建設事務所 道路維持課	○	対応中	来年度のオリンピック以降を見据えて、令和3年3月までに、芝を含めた植栽全体の管理について検討することとした。
P119	意見	道路占用減免伺の記載事項について	提出された道路占用許可申請書に関し減免がある場合には、道路占用許可申請書の提出により、道路管理者である市が占用料の減免の決定を行うこととなっている。申請書の様式に起因するが、減免に関する根拠条文を記載する箇所がなく、何を根拠に減免しているのかについて、添付書類を見なければ判断できない状況であった。道路占用許可申請書の表紙に減免がある場合の根拠条文が記載されていれば、判断基準の根拠が一目でわかるため、承認する上席者にとっても役立つこととなる。道路占用減免伺については、上席者の判断の助力となるよう、様式を見直し、減免に関する根拠条文を記載する箇所を設けることも検討されたい。	建設局 土木部 土木総務課	○	済 (令和元年9月)	令和元年度中に様式の見直しまたは根拠条文を記載したゴム印の押印による対応を今年度実施することとした。
P120	意見	不法な道路占用に対する処置について	道路占用は、占用する者が正しく申請することを前提として成り立っており、占用に関し申請せず不法状態であることを放置しておくことは、正しく申請した者のみから料金を徴収することになり、不公平が生じる。市道におけるすべての不法占用を発見し、指導することは困難であると考えられるが、道路の安全を確保するだけでなく、正しく申請している人との公平性を保つためにも、パトロールによる占用申請の有無の確認、申請がなかった場合の指導を実施すべきである。それにより、他の者に対する牽制効果も発揮でき、占用の申請促進を促すだけでなく、道路の安全も確保できることとなる。	建設局 土木部 土木総務課	○	対応中	道路パトロール実施所管課と今年度に協議する。

